

## 有料老人ホームの設置に関する手続について

※設置の相談は事前予約が必要です。電話で予約をした上、ご来庁ください。

豊橋市長寿介護課 地域支援推進グループ(東館3階)

電話番号0532-51-2333

メールアドレス:choju@city.toyohashi.lg.jp

<b>設置の確認</b>	・事業予定地、建物で有料老人ホームの設置が可能であるか確認 (建築指導課、都市計画課等で確認)
--------------	--



(工事着工2か月前) ※提出書類の様式、チェックリスト等はホームページに掲載しています。

<b>事業計画及び 図面の確認</b>	・設置地、開所時期、定員数、設置者の確認 ・有料老人ホーム図面チェックリストによる適合確認 (居室面積、廊下幅、食堂、健康管理室、便所、浴室、介護職員室、洗濯室、汚物処理室、事務室、スプリンクラー等)
-------------------------	--



工事着手

(開所の2か月前)

<b>設置届の 提出・受理</b>	・有料老人ホーム設置届提出時チェックリストによる適合確認 (定款、登記簿、図面、建築確認済書、決算書、市場調査、利用料金一覧、事業開始資金計画書、収支計画書、提携医療機関の協定書の写し、入居契約書、重要事項説明書、管理規定、賃貸借契約書、社会保険・労働保険確認票等)
-----------------------	--



(開所後1週間以内)

<b>開所報告等</b>	・開所報告書の提出
	※提出していただいたものに基づき、ホームページ、窓口等で情報提供します。
	・土地・建物の全部事項証明書の提出

○市街化調整区域に設置する場合で、都市計画法第29条第1項の規定により開発行為の許可が必要な場合は、開発許可申請の2か月前までに図面及び添付書類のチェックリストを満たした仮設置届が必要となります。

○介護付き有料老人ホームの設置をする場合は、介護保険法による特定施設入居者生活介護の指定が必要となるため、その前段階として事前に介護保険事業(支援)計画に基づく整備の承認が必要となります。手続きの詳細は、東三河広域連合介護保険課 指定グループにお問い合わせください。